

## 税制改正を告知しない取引は過失

**Q** : 銀行が税制改正の内容を告知せずに取り引きをした行為が説明義務違反等に該当するとする判決があったそうですが、どのような内容だったのですか？

**A** : 一審は敗訴、二審は勝訴、銀行は上告しています。

### 【解説】

この裁判は、銀行が相続対策のプランを提示した際に、税制改正の内容を告知しなかったことが説明違反等に該当するかどうかで争われた事件で、判決では、「銀行側は相続税制の法改正について説明すべき信義則上の義務があった」として、一審判決を覆し、原告の主張を認めました。

事の発端は、銀行が借入れをして不動産を購入すれば相続対策になるとして不動産取引を勧めたことですが、当時は取得して3年以内に相続が発生した場合は不動産を取得価額で評価しなければならず、この間に相続が発生した場合には相続対策の効果がないという税制であり、原告はたまたま、この間に相続が発生し、この税制の説明を聞かされていなかったため損失を蒙ったというもの。

これについて、裁判所は上記のような判決を下しました。

取引に「税」が絡む事業者にとって、取引の際に税制改正の内容も織り込んで説明しなければ信義則違反になるかどうか気になるところですが、銀行は上告をしていますので、今後どうなるか見守りたいものです。

